

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

(2024年7月1日現在)

1. 事業者の概要

法人名	ましろ株式会社
代表者	代表取締役 一和多義隆
所在地	〒333-0811埼玉県川口市戸塚 2-22-33 エスポワール408号室
電話番号	050-5482-3534
法人設立年月日	令和6年4月17日

2. サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	ましろ訪問看護ステーション
事業所番号	指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 指定事業所番号 1160290791
所在地	〒333-0811埼玉県川口市戸塚 2-22-33 エスポワール408号室
電話番号	050-5482-3534
FAX番号	048-611-7212
通常の事業実施地域	川口市、越谷市、さいたま市

す

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	365日 営業
営業時間	午前9時00分 ~ 午後6時00分 営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(3) 事業所の勤務体制

職種	人数	業務内容	
管理者	1名	事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う	
訪問職員	看護師	3名以上	訪問看護師は(介護予防)訪問看護の提供にあたる
	理学療法士等	サービス提供に必要な数	理学療法士等は、リハビリテーションの提供にあたる
事務職員等	1名以上	事務職員は、事業の実施にあたり必要な事務を行う	

3. サービスの内容

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するためのサービスを提供します。

- 1) 病状、障害の観察
- 2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- 3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4) 床ずれの予防・処置
- 5) リハビリテーション
- 6) ターミナルケア
- 7) 認知症患者の看護
- 8) 療養生活や介護方法の指導
- 9) カテーテル等の管理
- 10) その他医師の指示による医療処置

サービス内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

4. 利用料について

利用者は、まして訪問看護ステーション料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

(1) 交通費

通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費をご負担していただきます。具体的な料金は料金表別紙の通りです。

(2) 支払い方法

料金のお支払いについては毎月10日前後に前月分の請求書をお渡し致します。

1 お振込みの場合

利用料は1ヶ月単位とし、毎月25日までに下記口座に振り込み送金してお支払いください。

埼玉りそな銀行 東川口支店
普通口座 口座番号 0904535
口座名義 ましろ株式会社 代表取締役 一和多義隆

2 口座振替の場合

利用料は1ヶ月単位とし、毎月20日に指定口座より振替いたします。

(3) キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日17:00までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。連絡がない場合、当事業所のキャンセル料を請求致します。ただし、容態に急変が生じ受診や入院された場合等は頂きません。

5. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

6. 虐待に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する物)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する担当者	管理者 角田幸恵
-------------	----------

7. 緊急時等の対応

本事業者は、訪問看護の提供にあたり事故、利用者の体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡いたします。営業時間外の場合は、緊急用の携帯電話で対応いたします。希望される場合は「緊急時訪問看護加算」の同意を得るものとします。

8. 事故発生時の対応

本事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 速やかに市町村・利用者の家族・介護支援専門員(介護予防にあたっては地域包括支

- 援センター)等に連絡を行います。
- (2)事故の状況及び事故に際して取った措置を記録します。
- (3)利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

9. 苦情の申し立て窓口

事業所 苦情・相談窓口(担当:管理者)

ましろ訪問看護ステーション 管理者 角田 幸恵	050-5482-3534 9:00~18:00
----------------------------	-----------------------------

その他の苦情・相談窓口

川口市役所	048-259-7293 (介護保険課)
越谷市役所	048-963-9163 (高齢介護課・保険科担当)
さいたま市緑区役所	048-712-1177 (高齢介護課)
さいたま市南区役所	048-838-1111 (高齢介護課)
さいたま市岩槻区役所	048-790-0111 (高齢介護課)
埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568 (介護サービス苦情相談窓口)
医療安全支援センター	048-830-3541 (埼玉県医療安全相談窓口)

10. 第三者評価

第三者評価については、埼玉県福祉サービス第三者評価の対象サービス外であるため、実施していません。

以上、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明いたしました。

_____年 _____月 _____日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代行者(代理人)】

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄: _____)

【事業者住所】埼玉県川口市戸塚2-22-33 エスポワール408号室

【法 人 名】ましろ株式会社

【事業所名】ましろ訪問看護ステーション

【事業所番号】1160290791

【代表者名】代表取締役 一和多義隆 印